

食安輸発0519第5号  
平成22年5月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

モニタリング検査を強化して行う食品については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号(最終改正:平成22年4月20日付け食安輸発0420第1号)により通知しているところですが、今般、現在までの検査実績を踏まえ、下記に示す食品については、通常のモニタリング検査体制とします。

つきましては、上記通知の別表第1の2から下記を削除し別添のとおり変更いたしますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目
平成21年12月14日	フィリピン	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テブコナゾール)